

入札時に提出する陳述書について

(お知らせ)

入札時には、入札書、住民票等のほか、陳述書も提出していただく必要があります（民事執行法 65 条の 2、民事執行規則 38 条 7 項、31 条の 2）。

入札書と共に陳述書が提出されないと、その入札は無効となります。また、陳述書の追完はできません。

陳述書の記載に不備がある場合には、入札が無効となることがありますので、記入、提出に当たっては、陳述書下欄の注意事項をよくお読みください。

なお、各陳述書の「陳述」欄にある「自己の計算において私に買受けの申出をさせようとする者は、別紙（中略）のとおりです。」は、これに該当する場合のみ、□にチェックを入れてください。□にチェックが入っているのに、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付がない場合は、その入札は無効となります。

陳述書は、神戸地方裁判所姫路支部執行官室でお受け取りいただくか、BIT (<https://www.bit.courts.go.jp/>) のホーム画面右下にある「ダウンロード」にも掲載しております。

必要書類など、ご不明な点は、神戸地方裁判所姫路支部執行官室（079-281-3505）までお問い合わせください。

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 9 月 30 日

神戸地方裁判所姫路支部競売係

裁判所書記官 西 眞庸夏

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 10 月 16 日から 令和 7 年 10 月 23 日まで	
開札期日	日 時 場 所	令和 7 年 10 月 29 日 午前 10 時 00 分 神戸地方裁判所姫路支部売却場
売却決定 期日	日 時 場 所	令和 7 年 11 月 19 日 午後 1 時 00 分 神戸地方裁判所姫路支部競売係
買受申出の保証の 提供方法		下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限（民事執行規則 33 条）		☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 9 月 30 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。		



物 件 目 録

- | | | | |
|---|---|---|-----------|
| 1 | 所 | 在 | 赤穂市新田字釜家後 |
| | 地 | 番 | 401番1 |
| | 地 | 目 | 雑種地 |
| | 地 | 積 | 498平方メートル |
| 2 | 所 | 在 | 赤穂市新田字釜家後 |
| | 地 | 番 | 402番 |
| | 地 | 目 | 雑種地 |
| | 地 | 積 | 355平方メートル |



物件明細書

令和 7年 7月22日

神戸地方裁判所姫路支部競売係

裁判所書記官 西 眞庸夏

1 不動産の表示

【物件番号 1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1, 2】

地役権

送電線路線下両保安線間の土地 308・48㎡（物件番号1につき）
全部（物件番号2につき）

要役地 相生市矢野町小河字下雨谷1445番

設定日 昭和59年12月20日

目 的 電線の支持物を除く電線路を施設すること及びその保守運営のための土地立入、もしくは通行の認容ならびに建造物の築造、爆発性、引火性を有する危険物の製造取扱いおよび貯蔵、電線路に支障となる工作物の設置、立竹木の育成、その他電線路に支障となる一切の行為の禁止

4 物件の占有状況等に関する特記事項

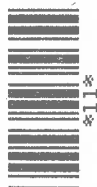
【物件番号 1, 2】

星山工業こと本件所有者及び株式会社翔星建設工業が占有している。株式会社翔星建設工業の占有権原は使用借権と認められる。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号 1, 2】

隣地との境界が不明確である。



《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- | | | | |
|---|---|---|-----------|
| 1 | 所 | 在 | 赤穂市新田字釜家後 |
| | 地 | 番 | 401番1 |
| | 地 | 目 | 雑種地 |
| | 地 | 積 | 498平方メートル |
| 2 | 所 | 在 | 赤穂市新田字釜家後 |
| | 地 | 番 | 402番 |
| | 地 | 目 | 雑種地 |
| | 地 | 積 | 355平方メートル |



令和7年(ヌ)第 32号
令和7年 6月 2日受理
令和7年 7月 4日提出

現況調査報告書

神戸地方裁判所姫路支部

執行官 吉田 誠之

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | | |
|---|---|---|-----------|
| 1 | 所 | 在 | 赤穂市新田字釜家後 |
| | 地 | 番 | 401番1 |
| | 地 | 目 | 雑種地 |
| | 地 | 積 | 498平方メートル |
| 2 | 所 | 在 | 赤穂市新田字釜家後 |
| | 地 | 番 | 402番 |
| | 地 | 目 | 雑種地 |
| | 地 | 積 | 355平方メートル |

不 動 産 の 表 示	「物件目録」のとおり			
住 居 表 示	なし			
土 地	物件 1、2			
現 況 地 目	☐ 宅地（物件 ） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ 農地（物件 ） ☒ 雑種地（物件 1、2） ☐ 山林（物件 ） ☐ ☐			
形 状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☒ 現況見取図のとおり			
占 有 者 及 び 占 有 状 況	☒ 土地所有者 ☒ その他の者 ☐ 上記の者が本土地上に、下記目的外建物を所有し、占有している ☐ 上記の者が駐車場として使用し、占有している ☐ 上記の者が更地の状態で占有している ☒ 上記の者が資材置場等として共同で使用し、占有している ☒ 「占有者及び占有権原」のとおり ☐			
そ の 他 の 事 項	「その他の事項」のとおり			
執 行 官 保 管 の 仮 処 分	☒ ない ☐ ある 地方裁判所 保管開始日 令和 年 月 日 支部 令和 年（ ）第 号			
建 物 （ 目 的 外 建 物 ）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）			
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり			

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(占有関係用〈単独〉)

占有者及び占有権原 (物件 1、2 関係)			
占有範囲		■全部 ☐	
占有者		☐ 債務者 ■株式会社翔星建設工業	
占有状況		☐ 敷地 ☐ 駐車場 ■資材置場 ☐ ☐ 居宅 ☐ 事務所 ☐ 店舗 ☐ 倉庫 ☐	
■関係人(■A(占有者会社代表者) ☐ ()の陳述/□提示文書()の要旨/■債務者からの回答要旨			
占有権原		☐ 賃借権 ■使用借権 ☐	
占有開始時期		令和 2年 8月 3日 (占有者会社設立時)	
最初の	契約日	年 月 日	
契約等	期間	年 月 日から ☐ 年 月 日まで 年間 ☐ 期間の定めなし	
更新の種類別		☐ 合意更新 ☐ 自動更新 ☐ 法定更新	
現在の	期間	年 月 日から ☐ 年 月 日まで 年間 ☐ 期間の定めなし	
契約等	貸主	☐ 所有者 ☐ その他の者 ()	
当事者	借主	☐ 占有者 ☐ その他の者 ()	
賃料・支払時期等		毎 金 円 (毎 限り 分支払) ☐ 前払 (分 円) ☐ 相殺 (分 円)	
敷金・保証金		☐ ない ☐ ある (□敷金 円 □保証金 円)	
特約等		☐ 譲渡・転貸を認める ☐	
その他			
執行官の意見		■上記のとおり ☐ 下記のとおり ☐ 「執行官の意見」のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

そ の 他 の 事 項

■物件1、2の土地の状況等

- 1 物件1、2の土地は、以下に記載の状況のほか関係人の陳述、添付図面及び添付写真のとおり一体となった更地である。
- 2 土地の周辺には道路側に境界標識と思われる金属プレートが認められたほか境界標識等は見受けられず、物件1、2の土地間や隣接地との境界は判然としない。地積測量図に基づき一部を概測したところによれば、土地の形状はほぼ地積測量図、現況見取図のとおりであると認められ、地積についてはほぼ公簿に近いものと推測されるが、周辺隣接地との境界については、近隣土地所有者の立会いの下で確認する必要がある。
- 3 占有状況は、占有者会社代表者の陳述、債務者からの回答要旨、本件土地の状況から2枚目、3枚目記載のとおりである。
- 4 添付写真のとおり物件1と思われる土地の南端に大型のコンクリートブロックが置かれており、公図上南側の里道付近に置かれている可能性がある。
- 5 添付写真のとおり物件1の土地の中央より南寄りにプレハブが設置されているが、土地上に据え置かれたものであるので、動産と認めた。
- 6 物件1、2の土地には以下の地役権が設定されている。

登記年月日	昭和59年12月22日
原 因	昭和59年12月20日設定
目 的	電線の支持物を除く電線路を施設すること及びその保守運営のための土地立入、もしくは通行の認容ならびに建造物の築造、爆発性、引火性を有する危険物の製造取扱いおよび貯蔵、電線路に支障となる工作物の設置、竹木の育成、その他電線路に支障となる一切の行為の禁止
範 囲	送電線路線下両保安線間の土地308.48㎡（物件1の土地につき全部（物件2の土地につき）
要 役 地	相生市矢野町小河字下雨谷1445番
- 7 債務者からの回答要旨
執行官がAから説明を受けた事項については間違いない。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等(要旨)
■ A (債務者の父兼占有者 会社代表者)	1 私は債務者の父で、株式会社翔星建設工業の代表者です。 2 物件1、2の土地は、一体として債務者が営んでいる星山工業（屋号）と翔星建設工業が共同で解体工事業、土工工事業等の資材や土、重機などを置いて使用しています。 翔星建設工業が債務者名義の物件1、2の土地を使用することについて、星山工業と翔星建設工業はほぼ同じ者が関わっているので、賃貸借関係はなく無償で使用しています。 なお、星山工業は、元々私が営んでいたものです。 3 債務者が物件1、2の土地を購入する前は、物件1の土地の西側の地番400番1の土地で事業を行っていましたが、現在は3筆の土地を一体で利用しています。 物件1、2の土地と地番400番1の土地との境界は、仕切りとして使っている鋼板付近です。 4 物件1、2の土地について、境界についての争いなど、土地に関するトラブルはありません。 5 物件1の土地の南端に置いている大型のコンクリートブロックは、土留めのために置いているもので、置いていることについてこれまで特に問題はありませんでした。何かあれば除けるつもりです。 6 2筆の土地には、地役権が設定されており、建物の建築ができないなどの制限があります。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
7年6月4日(水) 11:03-11:38	神戸地方法務局 龍野支局	公図等閲覧及び登記事項証明書、履歴事項証明書交付申請
7年6月4日(水) 13:34-13:50	赤穂市役所税務課	地番参考図交付申請
7年6月4日(水) 14:18-14:33	物件所在地	物件確認・調査、写真撮影
7年6月4日(水) 17:50-17:56	電話照会(受信)	Aと立入期日調整
7年6月13日(金) 9:46-10:15	物件所在地	物件調査、立入調査、写真撮影、Aに面談、評価人と同行
7年6月18日(水)	郵便照会	債務者に対し物件状況等照会書送付
7年月日() :-:		

(特記事項)

☐ 令和 年 月 日
本日まで居住者からの連絡はなく、目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

☐

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり



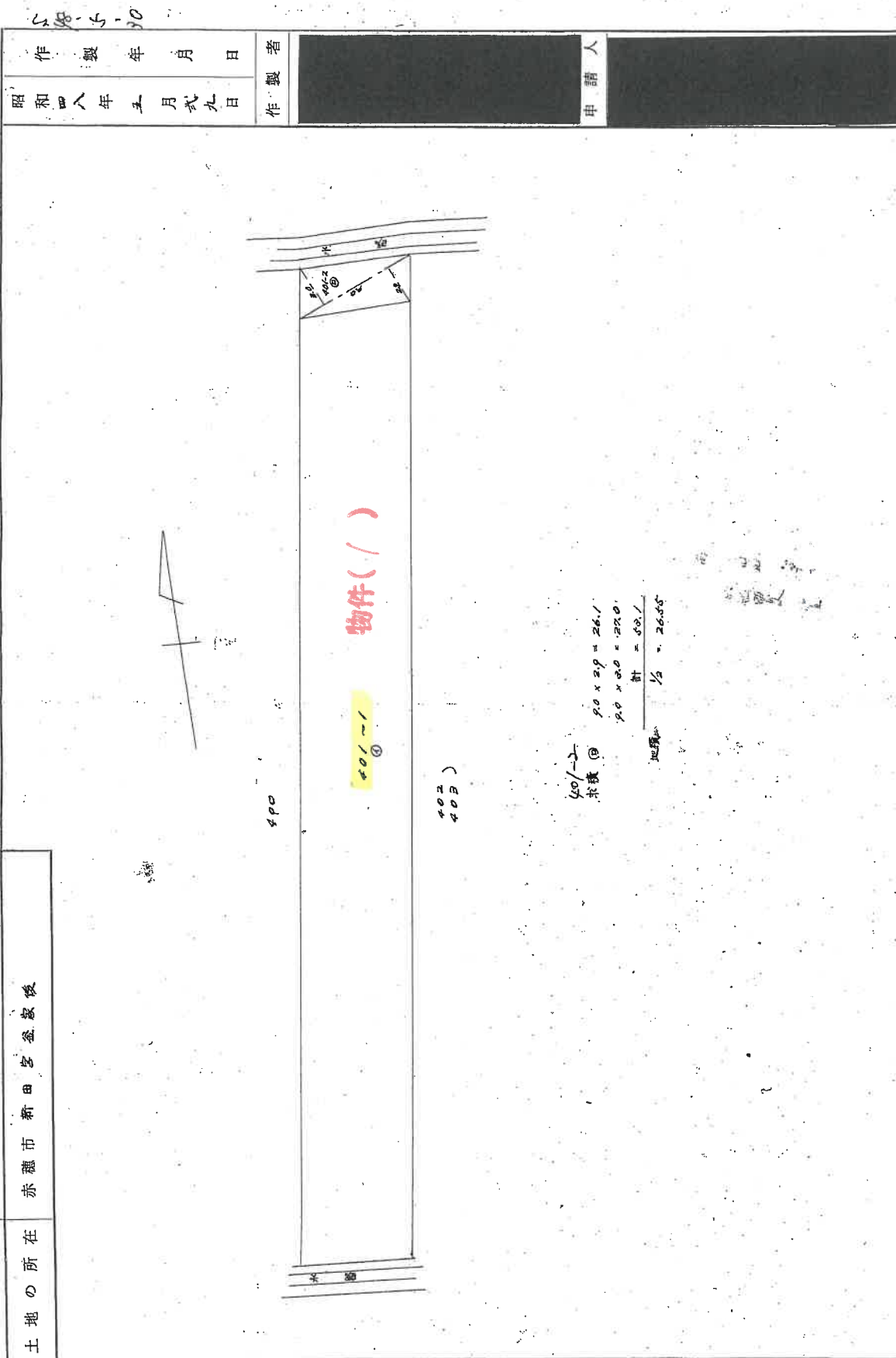
請求部分	所在	赤穂市新田字釜家後				地番	401番1			
出力縮尺	縮尺不明	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日					備付年月日(原図)			補記事項	方位不明	

本図面は A³ 版を A⁴ 版に縮小したものである

館 401 後・新

地 番	401 番 2/2
土地の所在	赤穂市 新田 宮益 塚後

地 積 測 量 図



縮 尺 1/300

812901

本図面は A3 版を A4 版
に縮小したものである

(8 枚目)

登記年月日：昭和51年2月23日

前 402 後・新

地 番 402、402 番 4

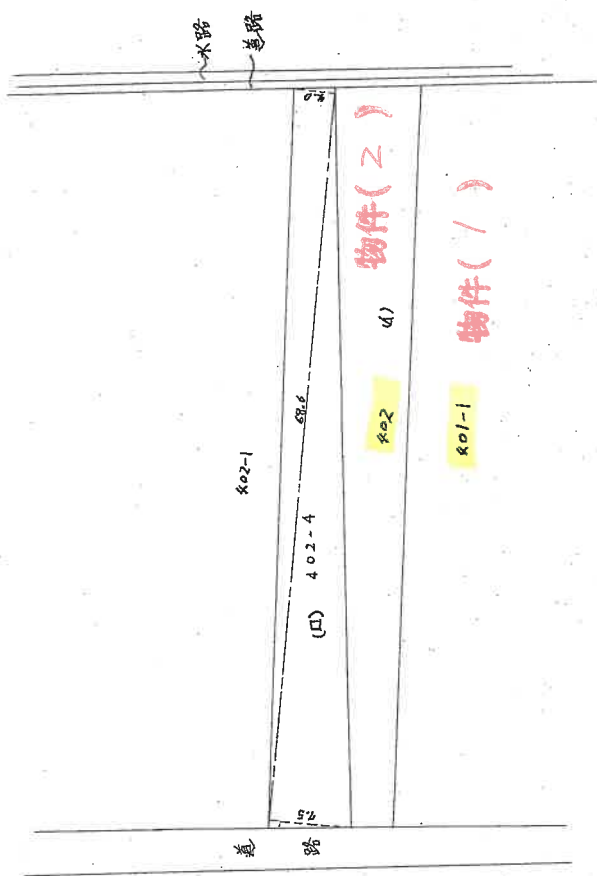
土地の所在 赤穂市 新田字釜家後

地 積 測 量 図

昭和五〇年 〇 月 〇 日
製作 年 月 日

作製者

申請人



402-4
(口) 求積
 $7.5 \times 68.6 = 514.50$
 $4.0 \times 68.6 = 274.40$
計 788.90
1/2 394.45m

縮尺 1/500

812904

本図面は A3 版を A4 版に縮小したものである

(9 枚目)

西田市三郎

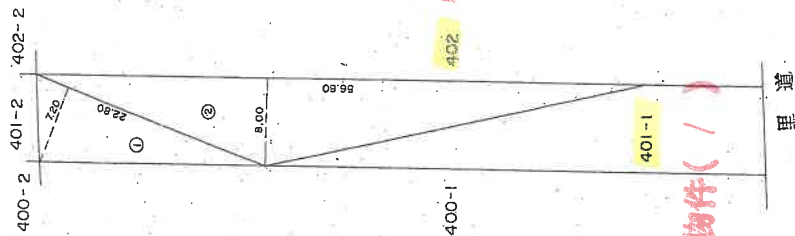
地役権図面

承役地の
地番

401-1

承役地の
所在

赤穂市新田字釜家後



昭和五十九年五月式日受付
第五〇七号
地役権図面第 八

求 積 表			
符号	底辺	高さ	倍面積
1	22.80	7.20	164.1600
2	56.60	8.00	452.8000
合計			616.9600
1/2		m ²	308.4800

900212

申請人

地役権者

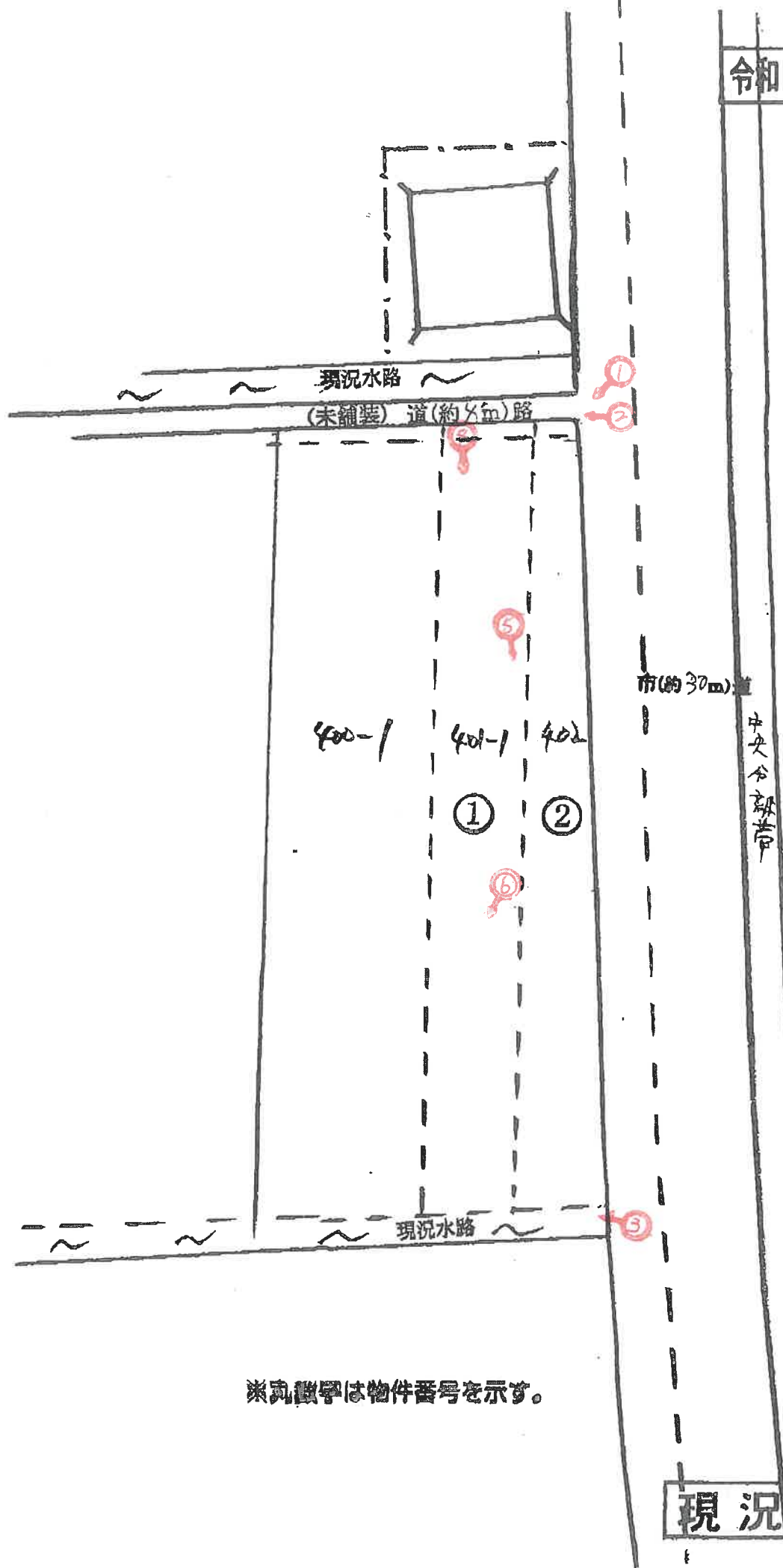
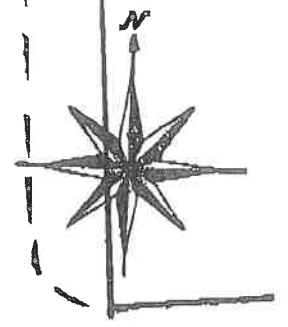
年 月 日作製

縮尺

1/500

本図面はA3版をA4版
に縮小したものである

(10枚目)



※丸数字は物件番号を示す。

現況見取図

(←○は写真撮影位置および方向)

(// 枚目)

地番400番1の土地

写真 ①



物件1、2の土地

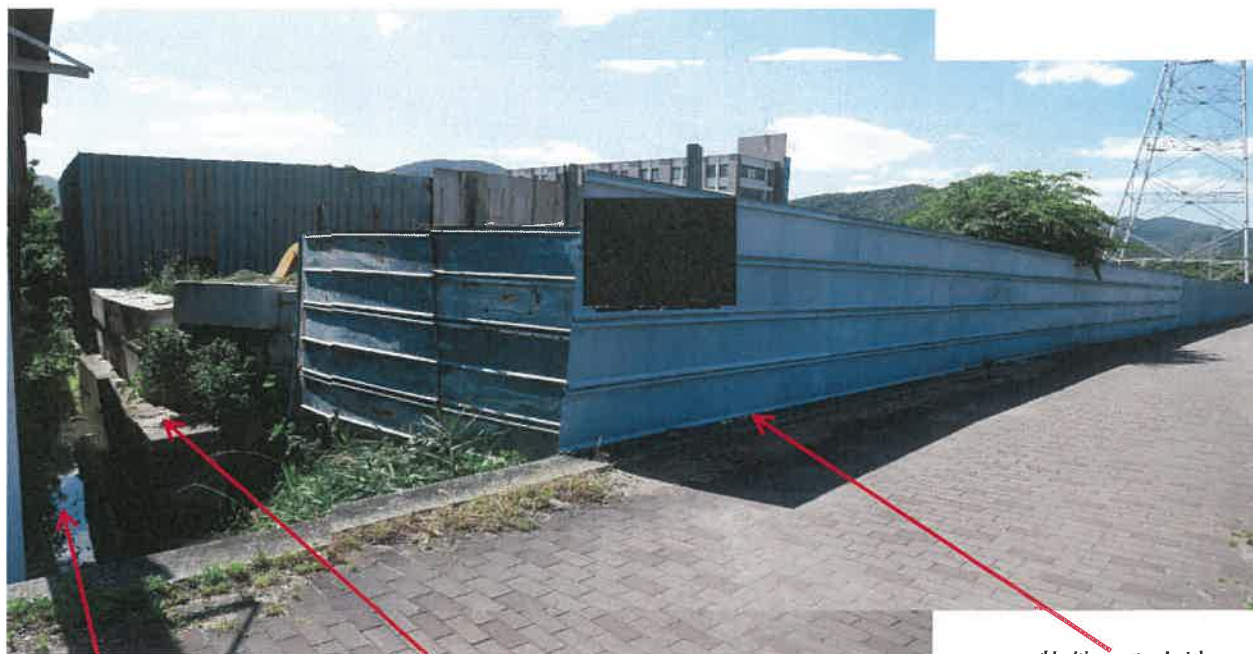
写真 ②



物件1、2の土地

金属プレート

写真 ③



水路

コンクリートブロック

物件2の土地

写真 ④



物件1、2の土地

地番400番1の土地



写真 ⑤

物件1、2の土地



写真 ⑥

プレハブ(動産)

物件1、2の土地

令和 7 年 (又) 第 32 号
令和 7 年 6 月 13 日 現地調査
令和 7 年 6 月 24 日 評価

神戸地方裁判所
姫路支部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

三浦一範

第1 評価額

一 括 価 格	
金2,470,000円	
内 訳 価 格	
物件 1	金1,440,000円
物件 2	金1,030,000円

- 1 一括価格は、物件1・2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ。

番号	所 在 等	登 記	現 況
1・2	所 在 地 番 地 目 地 積	物件目録記載のとおり	下記参照
	所 在 地 番 地 目 地 積		
	特 記 事 項		
	● 本件土地北側に鉄塔敷地があり、物件1及び2土地は高圧線線下地である。このため本件土地に地役権設定登記がある。当該地役権の詳細については現況調査報告書参照のこと。		

第4 目的物件の位置・環境等

対象土地の概況及び利用状況等 (物件 1・2)

位 置 ・ 交 通	J R 線 播州赤穂駅の 北西方 約3.1 k m (道路距離) (附属資料位置図参照)	
付 近 の 状 況	赤穂市役所の北西方約2km (直線距離)、関西福祉大学の南東側に位置する。山陽道赤穂 I C に接続する幹線道路沿いに農地も見られるなか事業所や飲食店等が点在する地域である。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制)	都市計画区分 用 途 地 域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	市街化調整区域 指定なし 60 % 200 % 防火指定なし 宅地造成等工事規制区域
画 地 条 件	規模 853.00㎡ の ほぼ整形地 (登記数量)	
接 面 道 路 の 状 況	東側 約30m市道 北側 約4m未舗装道路 (建築基準法未判定道路)	
土 地 の 利 用 状 況 等	資材残土置場	
供給処理施設	上 水 道 あり ガ ス 配 管 なし 下 水 道 なし (注)供給処理施設における「あり」・「なし」とは対象物件の前面道路に引込み可能な該当施設の本管が通っている・通っていない状態にあることをいう。	
土 壌 汚 染 等	土壌汚染の可能性について特段の情報は得られなかったが、その有無及び内容について確実な情報を得るには専門調査機関による土壌汚染状況調査を要する。	
特 記 事 項 ①	・ 農地を造成した現況雑種地である。客土の内容、上土の除去等の詳細は確認できなかった。 ・ 本件土地相互間及び隣接地等との境界は判然としない。 ・ 物件1及び2土地は高圧線線下地であり電線保守等のため立入りの認容並びに建造物の築造若しくは立木竹の植栽が禁止されているので建物の建築等は困難な土地と判断した。 ・ 上水道の引き込み等はなく、下水道は処理区域外である。	

特記事項②	・公図上、本件土地の南側は里道に接面するが、現況では一般公衆が通行しているような赤道は見当たらない。本件土地の南端に置かれている大型のコンクリートブロックは当該里道上にある可能性が高い。 ・北端部は現況道路敷きと一体利用され、当該道路は複数人で利用することになると予想される。 ・西側目的外土地と一体利用されている。 ・物件1土地の中央より南寄りにプレハブ（動産）が設置されている。 ・兵庫県CGハザードマップによれば、本件土地周辺の洪水によって想定される浸水深は「0.5～3.0m未満の区域」、高潮によって想定される浸水深は「3.0～5.0m未満の区域」に色分けされている。
--------------	--

< 以下余白 >

第5 評価額算出の過程

1 土地価格の判定

目的土地の価格を次のとおり求めた。

番 号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	土 地 価 格(円) ア×イ×ウ×エ
1	29,500	0.28	498.00	1.00	4,110,000
2	29,500	0.28	355.00	1.00	2,930,000
計	-----	---	853.00	---	7,040,000

ア 標準画地価格 (公示価格等からの規準)

地価調査 < 赤穂(県) -8 >

公示価格等(円/㎡) 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格(円/㎡)
 $24,100 \times 99/100 \times 100/100 \times 100/81 \div 29,500$

◇ 時点修正 : 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率

◇ 標準化補正 : 方位等 (1.00)

◇ 地域格差 : 街路条件 接近条件 環境条件 行政条件 格差率
 $100/95 \times 100/95 \times 100/90 \times 100/100 \div 100/81$

イ 個別格差 : 規模大、間口奥行の関係、高圧線下地、ライフライン、角地、現況道路敷含む等
(0.28)

ウ 地 積 : 登記記載数量

エ 建付減価補正率 : 必要なし

2 評価額の判定

上記により求めた価格に、競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

なお、件外建物がある場合にはその建物の有する土地利用権等が付着することによる制約を底地割合で考慮した。

番 号	土 地 価 格(円) ア	底地割合 イ	市場性 修正 ウ	競売市場 修正 エ	評 価 額 (円) ア×イ×ウ×エ
1	4,110,000	1.00	0.50	0.70	1,440,000
2	2,930,000	1.00	0.50	0.70	1,030,000
一 括 価 格 (合計)					2,470,000

イ 底地割合 : 必要なし

ウ 市場性修正 : ▲50% : 地役権設定による市場限定、地縁的選好性が強く市場性に影響を与える市街化調整区域内の土地、撤去に費用を要する残置物(残土資材等)の可能性、目的外土地と一体利用等

エ 競売市場修正 : ▲30% : 評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

1 地価公示価格等 < 赤穂（県）－8 >

所 在 : 赤穂市折方字天神山1315番40

価 格 : 24,100円/㎡

位 置 : JR線「天和」駅より道路距離1300m

価 格 時 点 : 令和6年7月1日

地 積 : 168㎡

供給処理施設 : 水道、下水

接 面 街 路 : 北側が幅員5m市道に接面

用 途 指 定 等 : 市街化調整区域（建ぺい率60%，容積率200%）

地 域 の 概 要 : 中規模一般住宅が建ち並ぶ住宅地域

2 固定資産税評価額（令和7年度）

物件1 : 2,120,982円

物件2 : 1,079,910円

第7 附属資料の表示

1 対象不動産及び地価公示地等の位置図

2 公図写

3 地積測量図

4 現況見取図

5 現況写真

以上

物 件 目 録

- | | | | |
|---|---|---|-----------|
| 1 | 所 | 在 | 赤穂市新田字釜家後 |
| | 地 | 番 | 401番1 |
| | 地 | 目 | 雑種地 |
| | 地 | 積 | 498平方メートル |
| 2 | 所 | 在 | 赤穂市新田字釜家後 |
| | 地 | 番 | 402番 |
| | 地 | 目 | 雑種地 |
| | 地 | 積 | 355平方メートル |

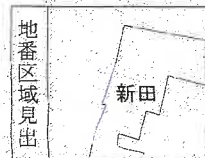


※国土地理院地図データを基に加筆・作成した。

所在位置略図



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	赤穂市新田字釜家後				地番	402番			
出力縮	縮尺不明	精度区		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日					備付年月日(原図)			補記事項	方位不明	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(神戸地方方法務局龍野支局管轄)

令和7年4月21日

神戸地方方法務局

請求番号: 16-1

(1/1)

登記官

※A3をA4に縮小した。

公図写

前 401 後・新 401 番 7/2

地 番

土地の所在 赤穂市新田字登坂嶺

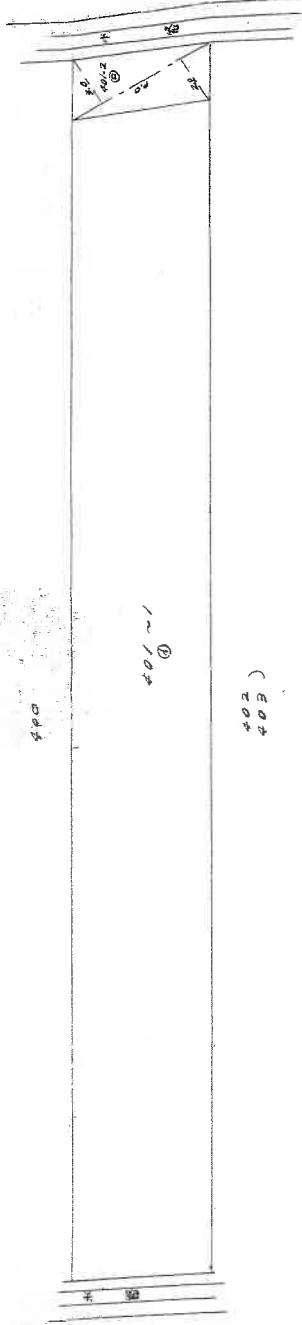
地 積 測 量 図

昭和四十八年五月十九日
製作年月日

製作者

申請人

申請人



401-2
林道 ②
 $20 \times 29 = 580$
 $20 \times 20 = 400$
計 = 980
地積 $\frac{1}{2} \times 26.5 \times 26.5 = 350.625$

縮 尺 1/300

812901

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(神戸地方方法務局御野支局管轄)
令和7年4月21日 神戸地方方法務局

登記官

※A3をA4に縮小した
地積測量図

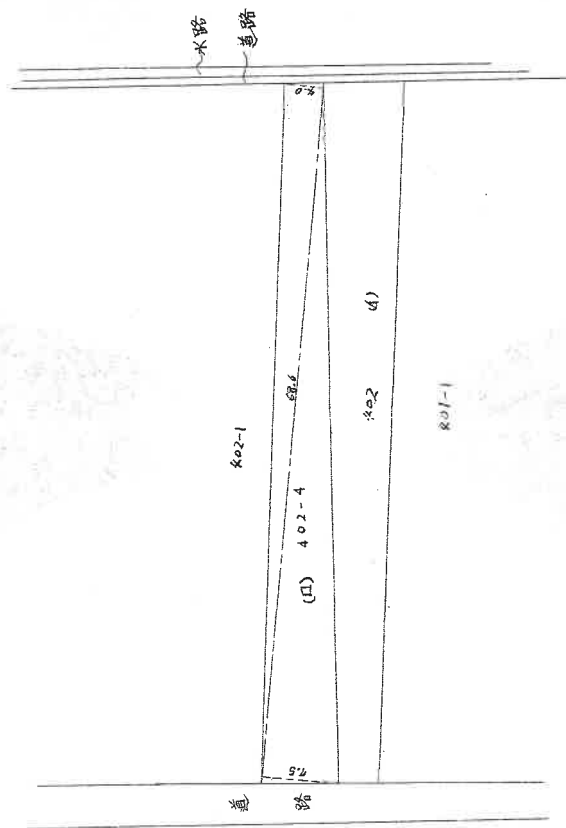
登記年月日：昭和51年2月23日

前 402-1 後・新

地番	402-1、402番4
土地の所在	赤穂市新田町金家後

地積測量図

昭和50年2月23日	製作年月日
昭和50年2月23日	製作者



402-4
(口) 求積
7.5 X 68.6 = 514.50
4.0 X 68.6 = 274.40
計 788.90
1/2 394.45㎡

812904

縮尺 1/500

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。

(神戸地方方法務局 登記官 署名)

令和7年4月21日

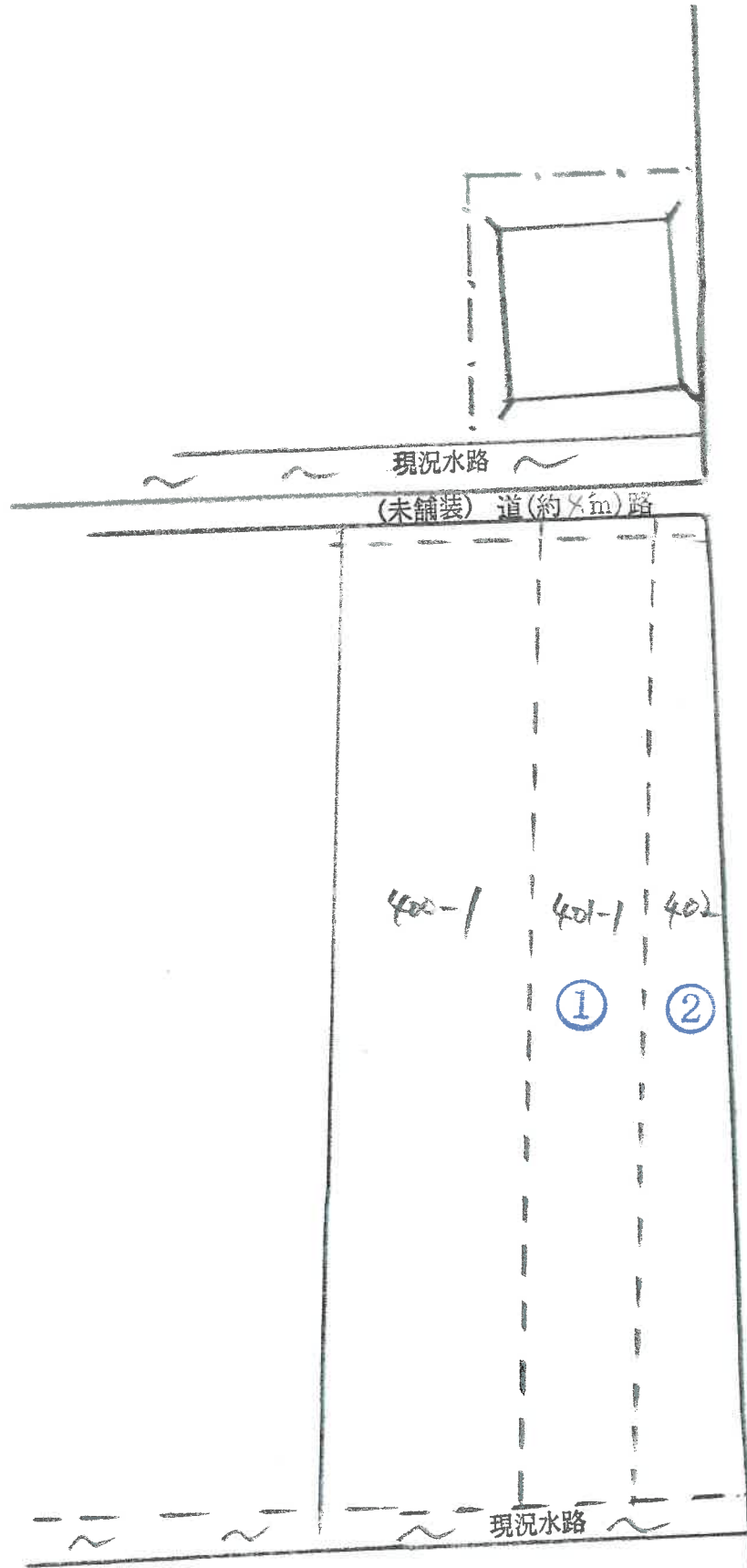
神戸地方方法務局

登記官

※A3をA4に縮小した

地積測量図

請求番号 16-2



市(約30m)道

中央谷
高野川

※丸数字は物件番号を示す。

写 真 ①



写 真 ②



写真 ③



写真 ④

